

## 建築・設備工事数量公開実施要綱

福山市の建築・設備工事の数量公開実施要綱を次のとおり定める。

1. 対象工事

建築・設備工事の全工事を対象とする。

2. 公開の範囲

原則として、全数量とする。

3. 公開の数量

公開数量は、福山市建設工事請負契約約款第1条に定める「設計図書」ではなく、参考数量として取り扱う。

4. 公開の方法

参考数量書を作成し、福山市ホームページへの掲載その他の方法により行う。

5. 数量が異なった場合の処置

業者の数量と公開の数量が異なっても、工事価格の見直しは行わない。

附 則

この要綱は1997年（平成9年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は1998年（平成10年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は1999年（平成11年）6月1日から施行する。

附 則

この要綱は2002年（平成14年）2月8日から施行する。

附 則

この要綱は2005年（平成17年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は2023年（令和5年）4月1日から施行する。

附 則

この要綱は2024年（令和6年）4月1日から施行する。